

(写)

長門市告示第 12 号

令和 7 年 3 月長門市議会定例会招集告示（令和 7 年長門市告示第 5 号）の付議事件に次のとおり追加する。

令和 7 年 2 月 17 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 37 号 長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

第 38 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

目 次

議案

第 37 号 長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

第 38 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 37 号

長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 25 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第 8 条の 3 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前 3 項の規定は、第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親でもあるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、<u>並びに第 2 項及び前項中「小学校就学の始</u>	本則 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第 8 条の 3 (略) 2 任命権者は、<u>3 歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前 3 項の規定は、第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親でもあるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、<u>第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員</u>

期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5（略）

（介護休暇）

第 15 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第 15 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3（略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 15 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以

が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5（略）

（介護休暇）

第 15 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 _____ で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3（略）

（新設）

<u>下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第 15 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	（新設）
--	-------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（長門市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 2 条 長門市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （部分休業の承認） 第 20 条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）<u>第 61 条の 2</u> 第	本則 （部分休業の承認） 第 20 条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）<u>第 61 条第 32</u>

<u>20 項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	項において読み替えて準用する同条<u>第 29 項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 38 号

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 25 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長門市国民健康保険条例（平成 17 年長門市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 6 章 保険料 （基礎賦課限度額） 第 18 条の 6 第 15 条の基礎賦課額は、<u>66 万円</u>を超えることができない。 （後期高齢者支援金等賦課限度額） 第 18 条の 6 の 12 第 18 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26 万円</u>を超えることができない。 （低所得者の保険料の減額） 第 22 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>66 万円</u>を超える場合には、<u>66 万円</u>)とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に <u>30 万 5 千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生	本則 第 6 章 保険料 （基礎賦課限度額） 第 18 条の 6 第 15 条の基礎賦課額は、<u>65 万円</u>を超えることができない。 （後期高齢者支援金等賦課限度額） 第 18 条の 6 の 12 第 18 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24 万円</u>を超えることができない。 （低所得者の保険料の減額） 第 22 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>65 万円</u>を超える場合には、<u>65 万円</u>)とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に <u>29 万 5 千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生

した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額)に 56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の6の

した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額)に 54万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の6の

3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする(第5項に掲げる場合を除く)。

(1)・(2) (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者であるものに限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課

3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く)。

(1)・(2) (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者であるものに限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課

額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 8」と、「<u>66 万円</u>」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 11」と読み替えるものとする。 5 当該年度において、第 22 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 15 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>66 万円</u>を超える場合には、<u>66 万円</u>)とする。 (1)・(2) (略) 6 (略) 7 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 3」と、「<u>66 万円</u>」とあるのは「<u>26 万円</u>」と、第 6 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。 8 第 5 項及び第 6 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者であるものに限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 8」と、「<u>66 万円</u>」とあるのは「17 万円」と、第 6 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 11」と読み替えるものとする。	額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 8」と、「<u>65 万円</u>」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 11」と読み替えるものとする。 5 当該年度において、第 22 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 15 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>65 万円</u>を超える場合には、<u>65 万円</u>)とする。 (1)・(2) (略) 6 (略) 7 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 3」と、「<u>65 万円</u>」とあるのは「<u>24 万円</u>」と、第 6 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。 8 第 5 項及び第 6 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者であるものに限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 8」と、「<u>65 万円</u>」とあるのは「17 万円」と、第 6 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 11」と読み替えるものとする。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 18 条の 6、第 18 条の 6 の 12、第 22 条及び第 22 条の 4 の規定は、令和 7 年度以降の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。